

桜川市地域公共交通網形成計画（骨子案）中間報告

平成28年3月
桜川市

桜川市地域公共交通網形成計画

第1章 はじめに

計画の目的、計画の位置づけ、計画の区域、計画の期間

第2章 桜川市のまちづくり・公共交通の方向性

桜川市の概要、桜川市のまちづくり・公共交通の方向性

第3章 桜川市の公共交通の現状と課題

桜川市の公共交通の現状、市民の外出状況、桜川市の公共交通の課題

第4章 桜川市の公共交通の基本方針と基本目標

基本方針、基本目標

第5章 桜川市の公共交通施策

公共交通施策の対象、公共交通施策、公共交通施策の目標、公共交通施策の内容

第6章 計画の推進について

計画の推進体制、計画の推進方法、計画の評価及び見直し、計画の推進にあたって

第1章 はじめに

計画の目的

桜川市では、民間路線バスが平成20年に「下館駅」～「真壁駅」路線が廃止となり、また平成23年には「真壁駅」～「筑波山口」路線が廃止となり、以降、路線バスが運行していない市となっています。真壁地区においては鉄道、民間路線バスの廃止により、公共交通機関が利用できない状況となっています。

こうしたことから、民間路線バスの廃止を補う形で交通不便地域の解消や交通弱者の移動手段の確保を目的に、タクシー事業者や桜川市商工会の協力を得て、平成20年度から市内全域を運行エリアとして「桜川市デマンド型乗合タクシー」（以下、「デマンドタクシー」とする。）を運行しています。

デマンドタクシーは利用者にとっては安価で利便性の高い移動手段である一方で、すべて市の財源でまかっている状況にあることから、大きな財政負担となっています。さらにデマンドタクシーについては、事前登録、利用予約が必要となることや、運行時間が昼間の時間帯に限られていることから、限られた利用者の足として利用されている状況となっています。

このような状況において、市民の移動手段の確保はもとより、市外からの来訪者の移動手段の確保を検討した場合、限定的な利用者となるデマンドタクシーの運行だけでは、公共交通空白地域の解消、交通弱者の移動手段の確保が立ち行かなくなることが予想されます。

今後の公共交通体系を整備していくため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく支援制度を活用できるよう、「桜川市地域公共交通網形成計画」を策定いたします。

計画の位置づけ

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行、以下「活性化再生法」とする。）、活性化再生法の一部を改正する法律（平成26年11月20日施行）に基づき、桜川市地域公共交通会議で協議のうえ、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために策定します。

計画の区域

本計画の計画区域は、桜川市全域としますが、必要に応じて見直しを図ります。特に、周辺自治体との広域的な連携を鑑み、つくば市、筑西市、下妻市との広域連携を図ります。

計画の期間

本計画の計画期間は、公共交通を取り巻く環境の変化に対応するため、計画策定年度から10年間とします。

第2章 桜川市のまちづくり・公共交通の方向性

上位関連計画の位置づけ

■ 桜川市第1次総合計画 後期基本計画

第4章4- (4) 計画的な土地利用の推進

- ・「JR駅周辺や市街地については、人や物が集まる地域の生活拠点として各種都市基盤の整備を推進します」
- ・「レクリエーション拠点や歴史・文化拠点、地域交流拠点として位置付けた地域については、それぞれの地域特性に対応しつつ、だれもが訪れやすい環境に配慮した基盤整備を推進します」と記載

第4章4- (6) 道路整備と公共交通の充実

- ・「高齢化の進行により、公共交通に必要性が高まることが予想されることから、引き続き適切な公共交通の在り方について検討する必要がある」
- ・高齢者や障がい者等全ての人が利用しやすい交通体系の構築や、交通が不便な地域の解消を図るために公共交通の在り方について検討します」
- ・市内の公共交通機関に対する市民の満足度の目標値を25%（H28）とすると記載

第5章5- (3) 観光の振興

- ・TXつくば駅、JR水戸線岩瀬駅等の鉄道駅から市内の各観光資源への交通手段が少なく、観光客にとって不便であるため、観光資源への交通手段の確保について検討が必要と記載

桜川未来プロジェクト

- ・岩瀬駅周辺整備事業として、JR水戸線岩瀬駅周辺を公共交通の拠点として位置付け、公共交通サービス機能の充実を図ると記載

■ 桜川市立小中学校適正配置基本計画

- ・適正配置の留意点の項目で安全の確保として、「統合により、通学区域が広域化するため、通学距離、通学時間が児童生徒に与える影響、安全、教育活動への影響などを考慮し、通学交通手段の検討や通学路の安全対策等を進める」と通学支援について記載

■ 第6 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

- ・高齢者が安心して生活が送れるよう、交通機関等の整備、充実に努めることと記載

第3章 桜川市の公共交通の現状と課題

桜川市の公共交通の現状

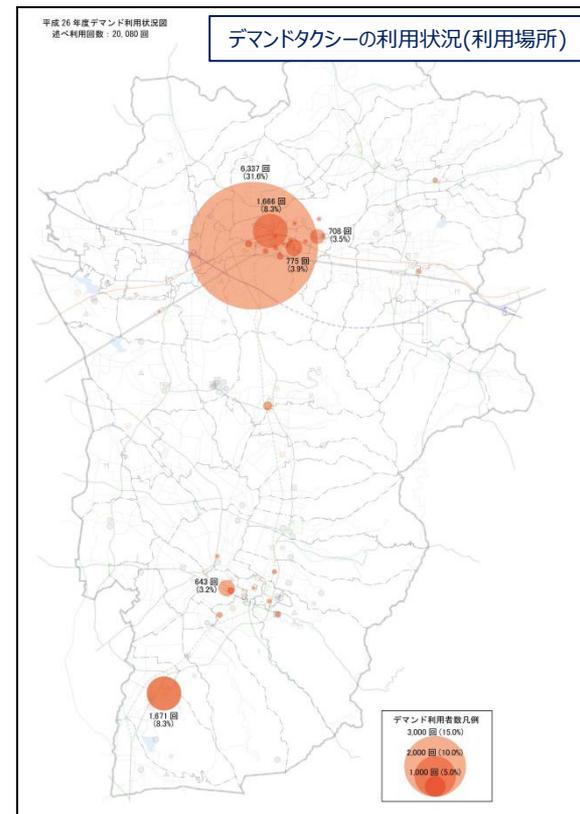
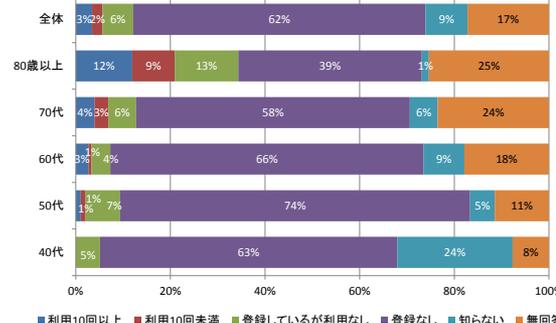
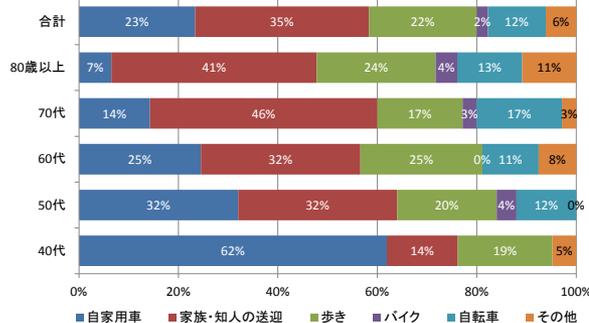
鉄道は東西に J R 水戸線が横断しており、市内に羽黒駅・岩瀬駅・大和駅の 3 駅を有している。
 民間路線バスは、平成 20 年に「下館駅」～「真壁駅」の路線が廃止、平成 23 年には「真壁駅」～「筑波山口」路線が廃止となったことにより、以降、路線バスが走らない市となっています。また、民間路線バスの廃止を補うため、交通不便地域の解消や交通弱者の移動手段の確保を目的に、タクシー事業者と商工会の協力を得て、平成 20 年度から市内全域を運行エリアとした「桜川市デマンド型乗合タクシー」を運行しています。

市民の移動状況

外出時の移動手段については、自家用車の割合が最も高いのは40代の62%となっており、その割合は年齢があがるに連れて低くなっており、80歳以上では最も低い7%となっています。一方、家族・知人の送迎については、40代では14%と最も低く、年齢があがるにつれてその割合が高くなっており、70代、80歳以上では、4割以上の方が、家族・知人の送迎により外出していることがわかります。

デマンドタクシー利用状況

80歳以上の利用が最も多く約2割の方が一度はデマンドタクシーを利用しています。一方、40代、50代の利用は非常に少なくなっており、デマンドタクシーが高齢者を中心に利用されていることがわかります。また、40代については約25%、4人に1人がデマンドタクシーを知らないと回答しており、公共交通への認識が低いことがわかります。



桜川市のまちづくりを支える公共交通網の整備

桜川市のまちづくりの方向性

- ・人や物が集まる地域の生活拠点として各種都市基盤の整備
- ・交通不便地域の解消を図るための公共交通の整備
- ・観光資源への交通手段の確保

桜川市の公共交通網の整備

- ・人口が集積する地区、鉄道駅や市役所庁舎、観光施設等の主な拠点については定時定路線型の交通により、各拠点を結ぶ安定した移動手段を整備します。
- ・人口集積が少ない地域については、定時定路線型の交通手段の確保が困難であることから、デマンドタクシー、または、タクシーによる利用補助を取り入れた移動手段で対応します。
- ・乗り継ぎ拠点の整備により、乗り継ぎ負担の少ない公共交通のネットワーク化を進めます。
- ・移動手段の確保が難しい高齢者、児童生徒の安心安全な移動手段を確保します。

第4章 桜川市の公共交通の基本方針と基本目標

基本方針：市民の日常生活に利用できる、来訪者にも優しい持続可能な公共交通網の整備

高齢化が進む中、市民の誰もが日常の外出に不便を感じることなく、移動手段を確保できる持続可能な公共交通網を整備します。

◆市民の移動手段が確保できる公共交通網、◆来訪者に優しい公共交通網、◆持続可能な公共交通網

基本目標

目標1：市民の買い物、通院などの日常生活を支える移動手段の確保

人口減少及び高齢化の進行が予想される中において、市民の誰もが、買い物や通院などの日常の外出に不便を感じることなく利用できる公共交通ネットワークを整備し、市民の日常生活を支える持続可能で利便性の高い移動手段の確保を目指します。

目標2：拠点間を結ぶ公共交通ネットワーク及び広域公共交通ネットワークの構築

都市機能を集約したまちづくり、コンパクトシティの実現が求められている中で、市内の各拠点を結ぶ公共交通ネットワークを構築します。また、市民の生活圏が広域になっていることを踏まえ、市民の多様なニーズに応えるため、周辺自治体との公共交通ネットワークを構築します。

目標3：児童・生徒の通学サポート

市立小中学校の統廃合により、学校までの通学距離が一定の距離を超えた児童・生徒について通学をサポートするとともに、市内の県立高校へ通う生徒の通学をサポートする公共交通ネットワークの構築を目指します。

目標4：来訪者が利用しやすい公共交通ネットワークの構築

市外からの来訪者が利用できる利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、来訪者の移動手段を確保します。

目標5：みんなで支える持続可能な公共交通ネットワークの体制づくり

公共交通を取り巻く環境は非常に厳しく、交通事業者だけでは利用状況、採算性を確保することは難しい状況にあります。

こうした状況下では市民、交通事業者、各種団体、企業、行政など、桜川市全体で連携、協力し公共交通を支える体制づくりが必要不可欠であり、協働での公共交通運行体制を整備します。

第5章 桜川市の公共交通施策

基本方針を踏まえ、新たな公共交通ネットワーク構築に向けて、公共交通ネットワークの整備、公共交通利用促進、公共交通運行の協働体制づくりの3つの柱について、公共交通施策を実施します。

桜川市公共交通施策

(1) 公共交通ネットワークの整備

- (1)-① 桜川市内基幹ルート整備 (コミュニティバス)
- (1)-② 広域ネットワーク整備 (つくば市方面)
- (1)-③ 交通結節点整備 (バスターミナル)
- (1)-④ デマンドタクシー再編
- (1)-⑤ 広域ネットワーク整備 (筑西市、下妻市方面)
- (1)-⑥ タクシー利用補助
- (1)-⑦ 地域が作る足 (NPO、福祉有償運送、自家用有償運送)

(2) 公共交通利用促進

- (2)-① 愛称設定 (マイバス意識の醸成)
- (2)-② モビリティ・マネジメントの実施
- (2)-③ 公共交通に関する情報提供
- (2)-④ 市外利用者における利用促進

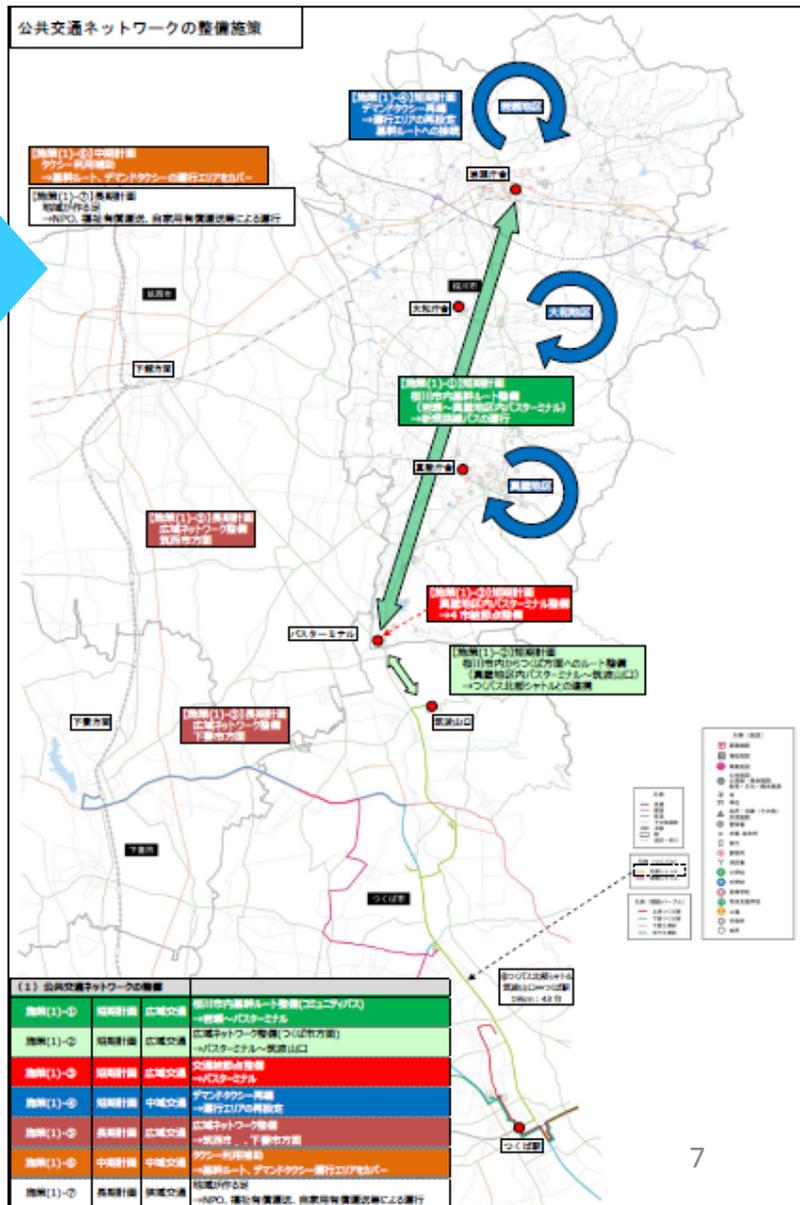
(3) 公共交通運行の協働体制づくり

- (3)-① 観光施設との連携
- (3)-② 通学支援 (小学生)
- (3)-③ 病院、商業施設、企業との連携



桜川市地域公共交通会議

桜川市地域公共交通会議が中心となり、市民、運行事業者、関係機関、地元周辺施設等が一体となり計画を推進し、適正な公共交通網となるよう、各施策の評価を実施していきます。



第6章 計画の推進について

計画の推進体制

桜川市地域公共交通会議が中心となって、市民、運行事業者などの関係機関と連携を図り、各機関と一体となって計画を推進します。

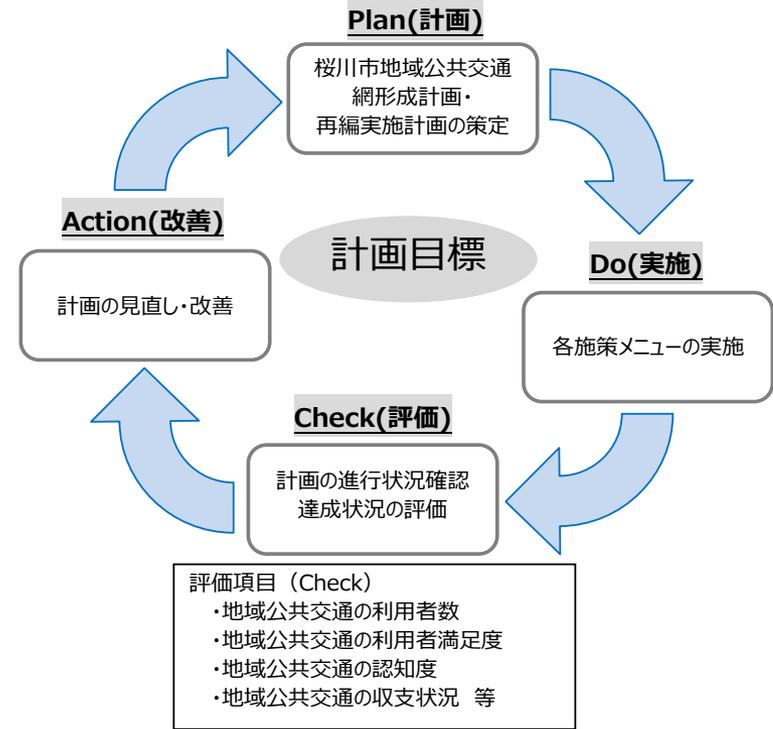
計画の推進方法

各施策については単独実施では効果が最大限に発揮できないため、各施策の効果を判断し、計画実施時期、組合せを検討しながら実施します。

| 基本施策 | 施策 | 計画時期 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|--------------------|-----------------------------------|------|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| (1) 公共交通ネットワークの整備 | (1)-① 桜川市内基幹ルート整備 (コミュニティバス) | 短期 | 市内基幹ルートの整備(利用状況に応じて毎年見直し検討) | | | | | | | | | |
| | (1)-② 広域ネットワーク整備 (つくば市方面) | 短期 | 広域ネットワーク整備(利用状況に応じてバスの延伸検討) | | | | | | | | | |
| | (1)-③ 交通結節点整備 (バスターミナル) | 短期 | 交通結節点整備(バス停、待合所、環状拠点等) | | | | | | | | | |
| | (1)-④ デマンドタクシー再編 | 短期 | 再編後、その他の交通手段と合わせ再検討 | | | | | | | | | |
| | (1)-⑤ 広域ネットワーク整備 (筑西市、下妻市方面) | 長期 | 筑西市、下妻市と協議 | | | | | | | | | |
| | (1)-⑥ タクシー利用補助 | 中期 | その他の交通手段と合わせて検討、実施 | | | | | | | | | |
| | (1)-⑦ 地域が作る足 (NPO、福祉有償運行、自家用有償運行) | 長期 | 運行方法の検討、実施 | | | | | | | | | |
| (2) 公共交通利用促進活動 | (2)-① 要件設定 (マイバス意識の醸成) | 短期 | 市民への公募、決定 | | | | | | | | | |
| | (2)-② モビリティ・マネジメントの実施 | 中期 | 各種モビリティ・マネジメントの実施 | | | | | | | | | |
| | (2)-③ 公共交通に関する情報提供 | 短期 | 提供情報、方法の検討・実施(情報更新) | | | | | | | | | |
| | (2)-④ 市外利用者における利用促進 | 短期 | 提供情報、方法の検討・実施(情報更新) | | | | | | | | | |
| (3) 公共交通運行の協同体制づくり | (3)-① 観光施設との連携 | 中期 | 観光施設との連携協力実施 | | | | | | | | | |
| | (3)-② 通学支援 (小学生) | 短期 | 小学校納祭合時運行ルート検討 | | | | | | | | | |
| | (3)-③ 病院、商業施設、企業との連携 | 中期 | 病院、商業施設、企業との連携 実施環境整備 | | | | | | | | | |

計画の評価及び見直し

桜川市地域公共交通網形成計画は、計画の策定 (Plan)、施策の実施 (Do) 施策の進行状況・評価 (Check)、見直し・改善 (Action) を繰り返すPDCA サイクルの考え方に基づいて推進します。



計画の推進にあたって

推進にあたっては、施策の実施状況を把握するため、毎年、桜川市地域公共交通会議を開催し、定期的に施策の実施状況を確認していきます。計画期間は10年間としていますが、その他の上位関連計画との整合性を考慮し、その都度、計画の達成状況を把握していきます。

また、計画の達成状況を把握していく中で、桜川市を取り巻く環境、社会情勢と照らし合わせ、本計画の施策内容と合わない場合は、施策の変更、計画の見直しを行います。